

ミトコンドリア病に関する受精胚核置換研究について

「特定胚の取扱いに関する指針」（平成 31 年文部科学省告示第 31 号）において、研究用新規胚の作成を可能とする改正を行い、令和 6 年 2 月 9 日付けで告示・適用したため、詳細については下記の文部科学省ホームページをご参考ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01338.html

ご不明な点等ございましたら、下記担当窓口へお問合せください。

こども家庭庁成育局母子保健課 科学技術係

TEL：03-6862-0518

MAIL：boshihoken.kagi@cfa.go.jp